

コンプライアンス教育・啓発活動等の基本計画

(令和6年10月1日 策定)

最高管理責任者は、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るため、以下の通り、コンプライアンス教育・啓発活動等の基本計画を策定する。

1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）

- ① コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての者を対象としたコンプライアンス教育を実施する。
- ② コンプライアンス教育の内容は、それぞれ者の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。
- ③ コンプライアンス教育の実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的に受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。
- ④ これらの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての者に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。
- ⑤ コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。
- ⑥ 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。